

会議の傍聴要領

湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会

湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会の会議を傍聴する人は、次の事項を遵守していただくようお願いします。

1. 傍聴する場合の手続

- (1) 湖北広域行政事務センター新一般廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会の傍聴を希望する人は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で氏名を記入し、委員長の許可を受けてください。
- (2) 傍聴希望者が定員を超えた場合は、先着順とします。
- (3) 傍聴の許可を受けた人は、係員の指示に従って、会議の会場へ入場し、所定の席に着いてください。

2. 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守していただくようお願いします。

- (1) 会議の開催中は、静かに傍聴すること。
- (2) 拍手その他の方法により、賛成、反対等の意向を表明しないこと。
- (3) みだりに席を離れないこと。
- (4) 飲食、喫煙等をしないこと。
- (5) 委員長が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱したり、会議の支障となる行為をしないこと。
- (7) 非公開となる議題の前に指示があったときは、速やかに会場外に退席すること。

3. 会議の秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守するほか、会場内では係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合は、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席していただくことがあります。

4. 会議の非公開

- (1) 新一般廃棄物処理施設整備運営事業者の審査(評価)については、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあるため(湖北広域行政事務センター情報公開条例第7条第5号に該当)、会議を非公開としますので退席してください。
- (2) 事業者の説明(プレゼンテーション・質疑応答)については、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利害を害する恐れがあるため(湖北広域行政事務センター情報公開条例第7条第2号アに該当)、会議を非公開としますので退席してください。
- (3) 新一般廃棄物処理施設整備運営事業者の参加資格審査及び優先交渉者選定については、事業に関する情報であって、公にすることにより、契約、交渉または争訟に係る事務に関し、センターの財産上の利益または当事者としての地位を不当に害するおそれがあるため、湖北広域行政事務センター情報公開条例第7条第6号イに該当することから、非公開としますので、退席してください。
- (4) 上記のほか、個人情報保護の観点から会議を非公開とすることが望ましい場合など、湖北広域行政事務センター情報公開条例第7条各号に該当すると認められる場合は、会議を非公開とする場合があります。

5. その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用のうえ、傍聴願います。また、当日熱のある方(37.5℃以上、または、平熱より1℃以上)や、体調が芳しくない方については参加を見合わせていただくようお願いします。
- (2) その他、不明な点があれば、係員にお問い合わせください。